

電気用品安全法

をご存じですか？

PSE マーク  のない電気用品は販売できません

○ 電気用品安全法とは・・・





電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的に制定された法律です。

○ 「電気用品」指定による安全規制（PSE マーク制度）

「電気用品」を販売するためには、国の定めた技術上の基準に適合した旨の **PSE マーク**が必要とされている制度です。マークのない製品が市中へ出回った時は、国は製造事業者に回収等の措置を命ずることができます。

○ PSE マークが必要な「電気用品」

規制対象品目には、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品であって第三者機関の検査が義務づけられている「**特定電気用品**」と、製造又は輸入事業者が技術基準に適合している旨の自己確認が義務づけられている「**特定電気用品以外の電気用品**」があります。

区分	特定電気用品 (116 品目)	特定電気用品以外の電気用品 (341 品目)
電 気 用 品 の 例	<ul style="list-style-type: none">・延長コードセット・直流電源装置（ACアダプター）・電気温水器・電熱電動式おもちゃ・電気マッサージ器・配線器具など	<ul style="list-style-type: none">・LED ランプ・LED 電灯器具・電気ストーブ・電気アイロン・電気掃除機・扇風機・電子レンジ・電気冷蔵庫・空気清浄機
表 示 の 例	 登録検査機関名 〇〇電気株式会社 定格電圧 100V 定格電流 10A 定格周波数 50/60Hz ・その他表示する旨指定された事項	 〇〇電気株式会社 定格電圧 100V 定格電流 10A 定格周波数 50/60Hz ・その他表示する旨指定された事項
参 考 事 項	スペースがない場合は <PSE>  （旧法：電気用品取締法） の表示も有効	スペースがない場合は (PS) E  （旧法：電気用品取締法） の表示も有効

○ 販売事業者の義務

販売事業者は、規制対象の製品に PSE マークが付いていることを確認して販売を行わなければなりません。

これに違反して製品を販売し、又は販売の目的で陳列した者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科します。


電気用品を販売目的で陳列・販売する際は、所定の表示が付されているか確認してください。

○ 輸入製品について

電気用品安全法の対象製品を日本に輸入して販売する場合にも、PSE マークが必要

○ 長期使用製品安全表示制度

製品の長期使用による重大事故を防ぐため経年劣化による事故が多く発生している製品について、製造・輸入事業者は製品に、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示をします。対象製品は①扇風機、②エアコン、③換気扇、④洗濯機（洗濯乾燥機を除く）、⑤ブラウン管テレビの計 5 品目です。

	<p>【製造年】20XX年 【設計上の標準使用期間】△△年 設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けがの事故に至るおそれがあります。</p>
---	---

○ 詳しくは

経済産業省 電気用品安全法のホームページにてご覧いただけます。



市民文化部 市民生活安全課
TEL 098-862-9955